

農地法第4・5条許可申請に必要な申請書及び添付書類

No.	書類名等	4条 5条 チェック欄		添付書類及び記載事項等
1	申請書(正本1部)	◎		4条(様式第2号) 5条(様式第3号の1)
2	土地登記事項証明書又は土地登記簿謄本	◎		申請に係る土地の登記事項証明書(法務局で取得) (全部事項証明書に限る)
		○		仮登記権利者の場合は権利者の承諾書(任意)
		○		地役権設定の場合には権利者の承諾書
3	位置図	◎		申請地を赤色で囲む。 縮尺1/50,000~1/10,000程度
	案内図(住宅地図)	◎		申請地を赤色で囲み、付近の土地利用の状況を表示する。 縮尺1/3,000~1/1,500程度
	公図写し	◎		申請に係る土地の地番を表示する図面で申請地を赤色で囲む。 隣接地の地目、面積、所有者を表示する。
	転用計画平面図(排水系統を図示)	◎		申請地を赤色で囲む。道路を茶色、水路を水色で着色。 申請地に建設しようとする建物または施設の配置図、排水系統を表示する。 縮尺1/500~1/2,000程度
4	法人の場合 「登記事項証明書」又は「定款の写し」 又は「寄附行為の写し」	◎		法人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写しのいずれか一つ
	その他参考書類(事業計画概要書、貸借対照表、 収支予算書、他法令許認可等の写し等)	◎		
5	契約書の写し	○		賃借権、使用貸借権設定等の場合
6	農地復元計画図<一時転用>	◎		砂利採取の場合(工程表、決算書、県砂利工業組合の保証書等)
	農地造成後の耕作計画(作付確約書)			残土処分の場合(工程表、耕作計画等)
7	事業計画概要書	◎		事業概要、土地造成、建築工事着工年月日、完成年月日等 (書式は自由)
8	代替性の検討表	◎		第1種農地の不許可の例外事由の一つである「地域農業の振興に資する施設」と、 第2種農地の転用に限り添付。候補地は複数検討してください。
9	転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある 場合、同意があったことを証する書面	○		申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権または賃借権に基づく耕作者が いる場合
10	抵当権者の承諾書(任意の添付書類)	○		法定の添付書類ではありませんが、「抵当権の抹消あるいはそのままの権利 状態での転用」について同意していることを確認することとしています。
11	土地改良区の意見書	○		土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(ただし、 意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、 その事由を記載した書面)
12	都市計画法第43条第1項申請書(写し)	○		自己用住宅、農家住宅等 (市街化調整区域の場合、市開発指導課で手続き)
13	資金証明書	◎		転用事業を行うために必要な資力があることを証する書面 (融資証明書又は受付を経た申込書の写し、残高証明書、収用証明書等)
14	他法令「許認可」の写し	○		当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決 等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面
15	取水、排水の同意書	○		当該事業に関連する取水または排水につき水利権者、漁業権者その他関係 権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
16	農業者年金(受給に関する場合)	○		年金証書の記号番号
17	委任状	○		申請を代理人が行なう場合 委任状の印は申請書と同一のもの
18	その他参考となるべき書類	○		土地登記簿謄本の所有者の住所が現住所と異なる場合は、住民票等の住所 移転の経過がわかるもの その他必要に応じて求める場合があります。

※ 許可申請(添付書類)手続きは、農地法施行規則第26条及び第27条、同第48条及び第49条、「農地法関係事務処理要領の制定について」平成21年12月11日付け21経営4608号・21農振1599号経営局長・農村振興局長連名通知及び静岡県農地利用課の指導に基づきます。

- ◎ 必要添付書類(必要部数1部)
- 該当する場合(必要部数1部)

【問合せ先】 静岡市農業委員会事務局 農地係
電話 054-221-1140
FAX 054-221-1489